

美 幌 町

義務教育学校整備基本方針

令和 6 年 12 月

美幌町教育委員会

目 次

1	小中一貫教育推進の背景	1
	① 継続的・系統的指導と教育環境の保障	
	② 美幌町における児童生徒数の状況	
2	令和6年度教育行政執行方針による表明	1
3	義務教育学校による小中一貫教育	2
4	施設一体型の義務教育学校を整備する理由	3
5	小中学校（学区毎の割合）別の児童生徒数の推移	4
6	既存の小中学校における徒歩圏内について	5
7	学校施設の規模について	11
	(1) 教室数（普通教室、特別支援教室）	
	(2) 特別教室	
	(3) 屋内運動施設（アリーナ）	
	(4) 屋外施設（グラウンド等）	
	(5) スクールバス	
	(6) 職員・来客用駐車場	
	(7) 部活動	
	(8) 学校給食センター	
	(9) 学童保育	
	(10) 再編後の学校施設を含めた跡利用	
8	コンパクトなまちづくり計画（都市計画マスタープラン・ 立地適正化計画）等他の計画との関連について	14
	(1) 都市計画マスタープラン	
	(2) 立地適正化計画	
	(3) ハザードマップ	
9	義務教育学校の整備手法等について	19
10	町内小中学校に整備した場合の利点及び課題について	20
11	整備候補地の選定について	23
12	今後の整備スケジュール等について	23

1. 小中一貫教育推進の背景

①継続的・系統的指導と教育環境の保障

国等の諸調査の結果から、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の問題が明らかになっています。また、いじめの認知件数の増加、不登校児童生徒の増加、特別支援学級の児童生徒の増加等の課題も見られます。

これらの課題を解決するためには、小学校から中学校まで、段差のない継続的・系統的な学習指導・生活指導の実現が鍵を握ります。そのような教育環境の保障される小中一貫教育を推進することにより、子供の自己理解や他者理解を深め、人間関係形成力や思いやりの心、自己肯定感を育てていく必要があります。

②美幌町における児童生徒数の状況

美幌町の児童生徒数については、少子化の深刻な影響が見られ、各学校とも年々減少傾向の見通しにあります。令和6年度では小中学校全体で1,090人となっていますが、令和12年度の推計では793人と、今後6年間で約300人（1年あたり約50人）の減少が見込まれます。近い将来、クラス替えがない、行事等で集団形成の維持が難しくなるなど、これまで同様の教育活動ができなくなることが予想されます。また、児童生徒の減少に伴い教職員の配置人数も減少となることから子供たちに適切な教育環境を保障する観点からも、学校の適正配置は重要な課題となっています。

（単位：人）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
美幌小学校	254	235	233	226	216	193	180
東陽小学校	250	227	213	202	194	175	172
旭小学校	167	155	145	142	140	130	130
小学校計	671	617	591	570	550	498	482
美幌中学校	188	190	193	171	157	151	155
北中学校	231	229	214	193	175	160	156
中学校計	419	419	407	364	332	311	311
合 計	1,090	1,036	998	934	882	809	793
（うち特別支援）	165	166	170	160	144	123	116

※令和6年度は令和6年5月1日現在の在籍一覧による実績。令和7年度以降は「学齢簿年齢別人口統計」

による推計（特別支援学級の児童生徒数：小学校は入学者数の18%、中学校は入学者数の10%で推計）

2. 令和6年度教育行政執行方針による表明

美幌町における少子化を見据え、子供たちの活動に支障を来さない集団による教育環境を維持し、公教育としての質を保障するために、義務教育9年間で連続した教育課程として捉え直す必要があります。

そのような未来像を踏まえ、令和6年度の『教育行政執行方針』において、教育長が「義務教育学校による小中一貫教育の推進」という以下の方針を示しました。

文部科学省は、義務教育９年間を通した教育課程、指導体制、教員の育成等の在り方を一体的に検討する必要があるとする中、学校現場では少子化による児童生徒数の減少により、授業等でのグループによる学び合いや、切磋琢磨する機会の減少のほか、学校行事では一定規模の集団形成の維持が保たれないなどの課題があります。

こうした課題を解決するため、小中学校９年間を見通した切れ目のない教育の推進と持続可能な教育環境を確保するため、施設一体型の義務教育学校１校による小中一貫教育の導入が必要と判断し、学校施設敷地を基本とした改築や新築を行った上で、令和１３年度の開校を一つの目安として、スピード感を持って取り組んでまいります。

３．義務教育学校による小中一貫教育

美幌町としては、児童生徒への良質で効率的な教育環境を提供することを最優先と考え、小中一貫教育の利点をさらに活かすことができる施設一体型の「義務教育学校」による教育を目指します。

義務教育学校にすることで、

- ① 小中一貫校でとられている「６－３制」に縛られることなく、初等教育６年と中等教育３年の計９年間の課程を柔軟に一体化できること
- ② 一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれることで、目的の共有が容易になること
- ③ 学校の教育目標が一つとなり、その具体化に向けた実践が、義務教育９年間を見通した発達段階を考慮して行われること
- ④ 教科・領域の特性や系統性を考慮した教育課程が編成され、教員相互に９年間で育てるという意識が生まれること
- ⑤ 子供たちの学習スタイルや学校生活様式の変化で、段差が軽減されることなど多くの利点が考えられるからです。

児童生徒への期待される効果として、

- ① 相互乗り入れ指導、合同授業や合同行事等を通して、異学年の児童生徒同士の関わりが深まり、豊かな人間性や社会性が育ち、自己肯定感や自己有用感が育まれることが期待できます。
- ② 上学年が下学年に成長モデルを示すことで、上級生としての自覚が芽生え、下学年は上学年に対して憧れの気持ち、相互に思いやりの気持ちが生まれることが期待できます。
- ③ ９年間を見通した指導を行うことで、小・中学校間の指導内容や指導方法に関する理解が深まり、児童生徒のより一層の学力定着が期待できます。

4. 施設一体型の義務教育学校を整備する理由

施設一体型の義務教育学校は、施設分離型や施設隣接型とは異なり、小中教員相互の乗り入れ指導を効率的に行うことができるため、子供たちは多くの教員から学ぶ機会が増加します。また、小中学生が同一校舎で学校生活を送ることで、子供同士が接する場面も格段に増えます。1年生から9年生までの縦割り活動や、運動会や学校祭等の行事を小中の枠を超えて実施できる環境下で、上級性には下級生を思いやる心が育ち、下級生は上級生を尊敬の眼差しで見ると、互いを尊重する態度の育成が期待できます。

また、小中の垣根を超えた教職員の校内組織（生徒指導部等）が機能することで、児童生徒の課題が学校全体のものとなり、共感的な理解も進むため、いじめの根絶や不登校の減少が期待できます。同一校舎内にいるからこそ可能となる教職員の共通行動やフットワークの軽さも、施設一体型の義務教育学校の魅力です。子供の自己肯定感を高める指導や発達段階に見合った指導を組織的に行うことができ、小4の壁や中1ギャップなど成長期の子供が抱える独自課題の解消も期待できるという利点があります。組織的な教育実践により様々な相乗効果が生まれることは、これまで視察してきた義務教育学校でも検証されているところです。

近年はこれまでの学校現場が経験したことの無い課題や、教職員の経験則を超えた児童生徒の問題行動等が表出しています。これは、少子高齢化、グローバル化、情報化、価値観の多様化等々、複雑な社会の変化に起因していると思われます。これらの課題解決には、義務教育9年間を見通したスパンの中で意図的・計画的・系統的な教育を行い、これからの社会を公正に生き抜くための資質能力を子供たちに育成していく必要があります。そのためにはスピード感を持った対応が求められますので、小学1校、中学1校の最適化からスタートするのではなく、小中の区切りなく子供たちが混在する施設一体型の義務教育学校が望ましいと考えます。

以上を踏まえ、美幌町における義務教育学校の整備は、現在の小中学校5校を1校に発展的に再編しての開校を目指します。整備にあたっては、町内小中学校5校（美幌小学校、東陽小学校、旭小学校、美幌中学校、北中学校）の学校敷地から最適と考えられる敷地を選定します。

【用語解説】

小中一貫教育の学校形態

(1)施設一体型

同じ敷地・校舎内で小学校1年生から中学校3年生までが一緒に生活し、組織・運営ともに9年間の一貫した学習や活動を行います。

児童生徒、教職員の移動に時間がかからず効率的に小中一貫教育が進められる一方、施設整備には多額の経費がかかります。

(2)施設分離型（中学校区）

中学校とその通学区域内の離れた場所にある小学校間で、教育課程及び教育目標に一貫性を持たせ、互いに連携・交流して9年間の一貫した学習や活動を行います。

既存の校舎を活かすことで、経費を抑えることができるが、児童生徒、教職員の移動に時間がかかり、小中一貫教育を効率的に進められない場合があります。

(3)施設隣接型（中学校区）

中学校通学域内の隣接する小・中学校で、教育課程及び教育目標に一貫性を持たせ、互いに連携・交流して9年間の一貫した学習や活動を行います。

分離型ほど校舎間の移動に時間はかからないものの、小学校校舎、中学校校舎が隣接していなければこの形態をとることができません。

5. 小中学校（学区毎の割合）別の児童生徒数の推移

平成26年度から令和12年度までの児童生徒数の学区毎の割合の推移については、小学校区では美幌小学校が減少、東陽小学校が増加、旭小学校が微増となっています。中学校区では平成26年度は北中学校が半数以上の54.5%でしたが、令和12年度には両校ともほぼ同じ割合となることが予想されます。

小中学校の学区毎の割合及び減少割合の推移

(児童生徒数：人)

	平成26年度		令和元年度		令和6年度		令和12年度		①－②
	児童生徒数	学区毎の割合①	児童生徒数	学区毎の割合	児童生徒数	学区毎の割合	児童生徒数	学区毎の割合②	
美幌小学校	421	41.2%	333	38.6%	254	37.9%	180	37.3%	-3.8%
東陽小学校	333	32.6%	318	36.9%	250	37.3%	172	35.7%	3.1%
旭小学校	269	26.3%	211	24.5%	167	24.9%	130	27.0%	0.7%
小学校計	1,023	100%	862	100%	671	100%	482	100%	
美幌中学校	247	45.5%	237	48.7%	188	44.9%	155	49.8%	4.4%
北中学校	296	54.5%	250	51.3%	231	55.1%	156	50.2%	-4.4%
中学校計	543	100%	487	100%	419	100%	311	100%	
合 計	1,566		1,349		1,090		793		

※令和6年度は令和6年5月1日現在の在籍一覧による実績。令和7年度以降は「学齢簿年齢別人口統計」

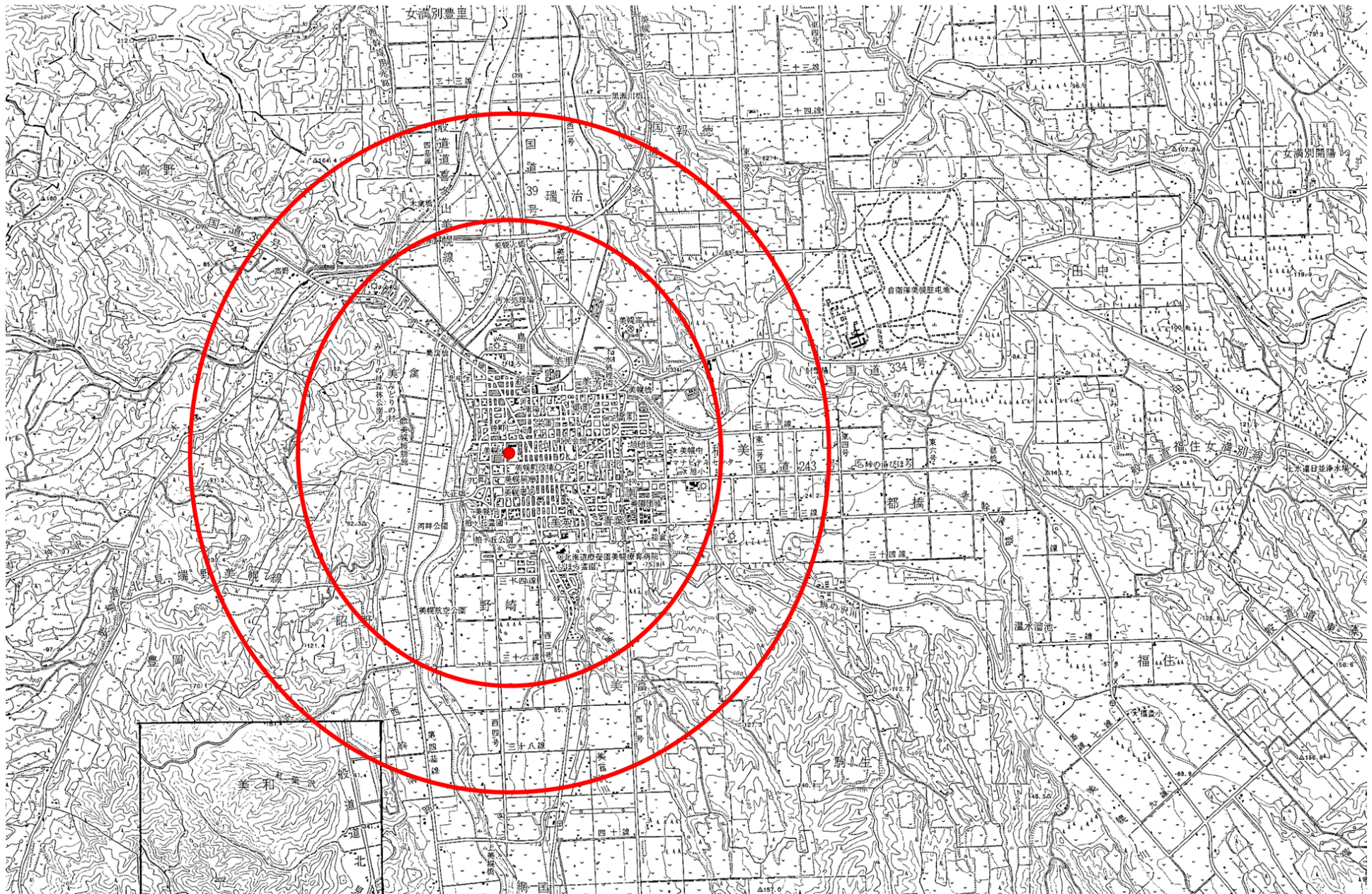
令和12年度における小学校（3校）の学区毎の割合は概ね3割、中学校（2校）の学区毎の割合は5割と小学校・中学校ともに均一した学区毎の割合となっていることから、通学等における効率等を考慮し、美幌町市街地の中心に近い学校敷地に整備する事が最適と考えます。

6. 既存の小中学校における徒歩圏内について

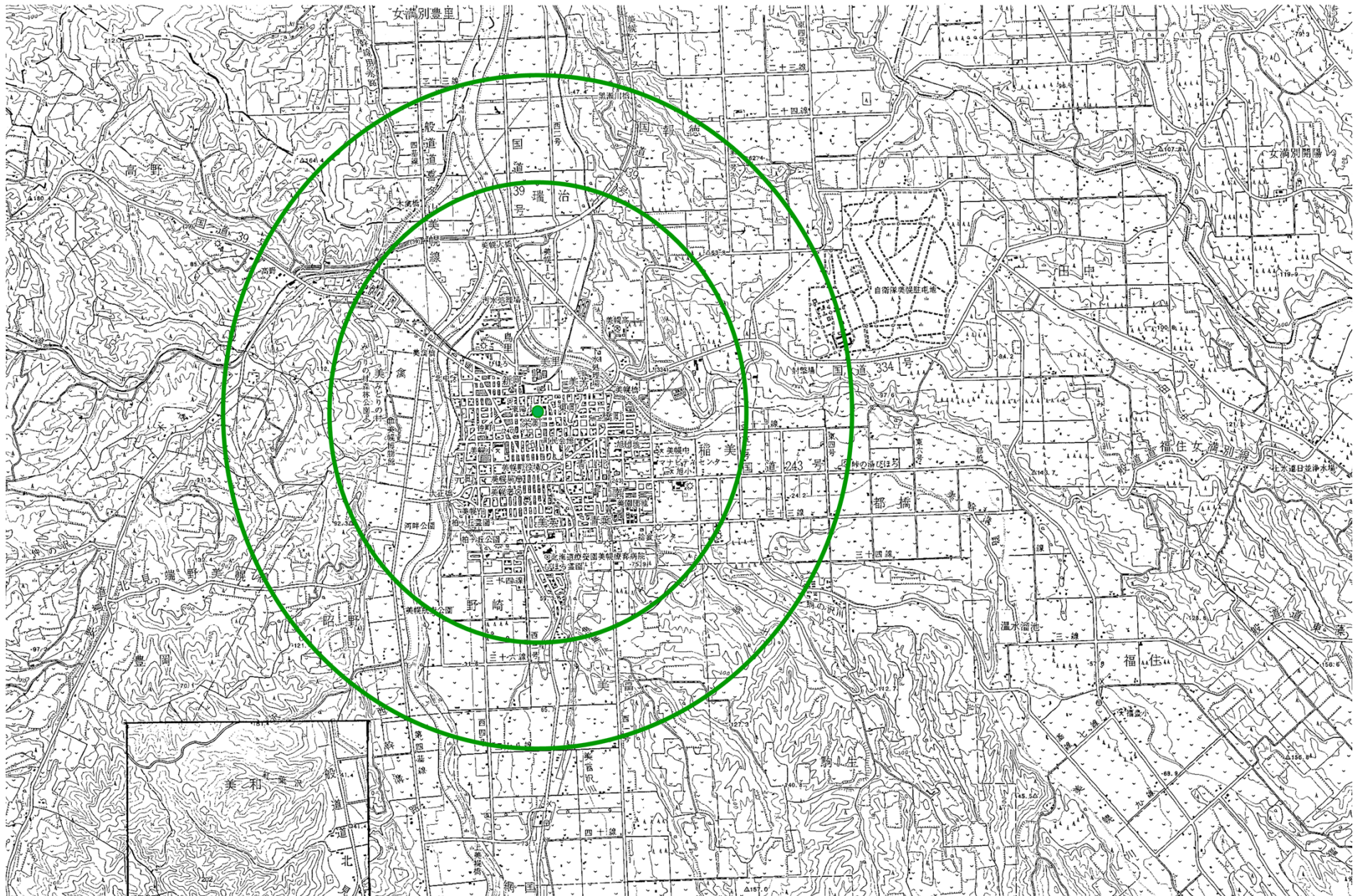
文部科学省の基準「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 k m以内、中学校で6 k m以内が妥当とされております。

既存の町内小中学校に義務教育学校を整備した場合の小学校(4 k m)、中学校(6 k m)の徒歩圏内は次ページ以降のとおりとなっており、全ての学校において徒歩圏内が概ね中心市街地（都市計画区域）の範囲内にあります。

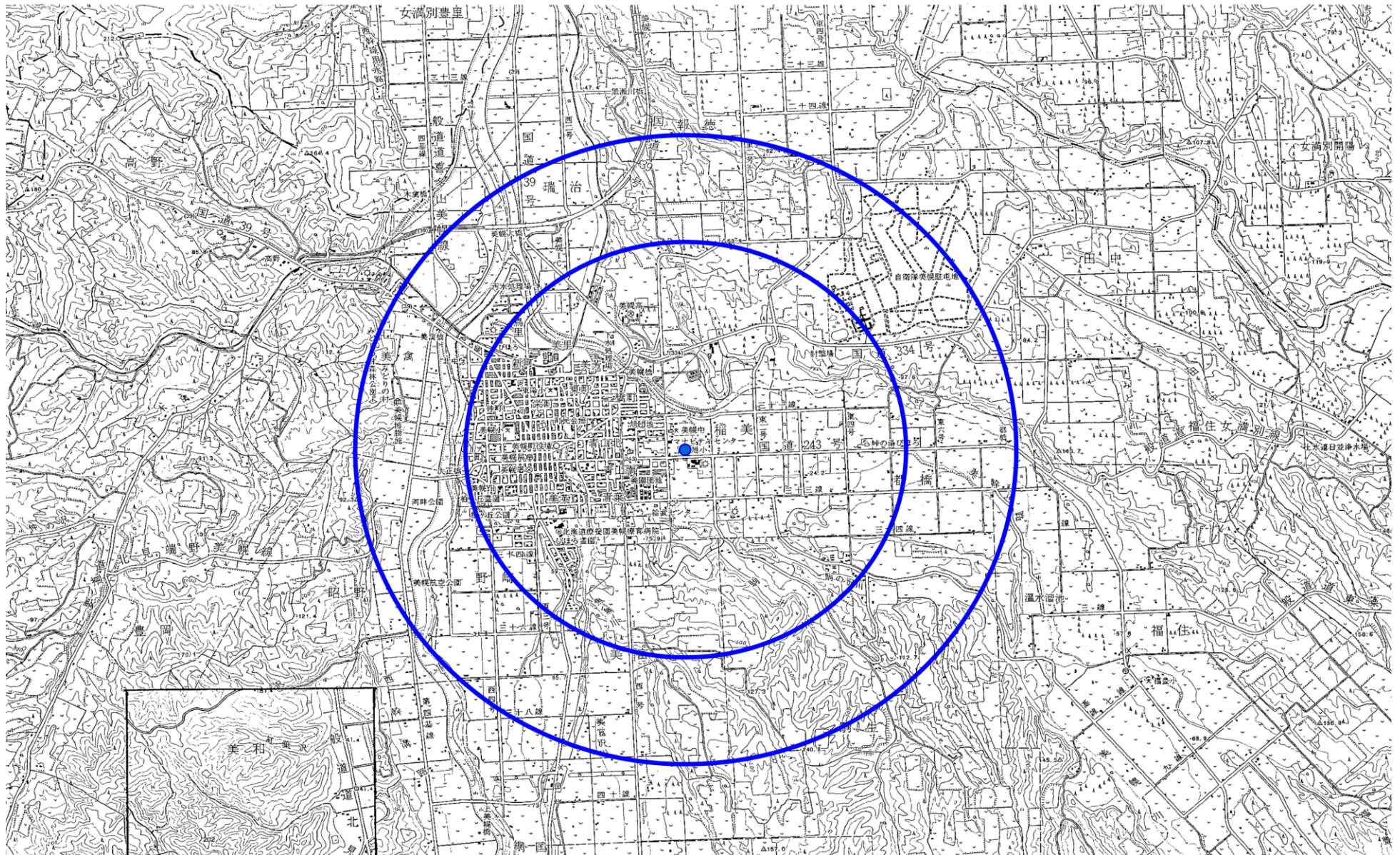
【美幌小学校】 ※内円4km、外円6km 徒歩距離最大の児童：6年生 野崎地区 3.6km



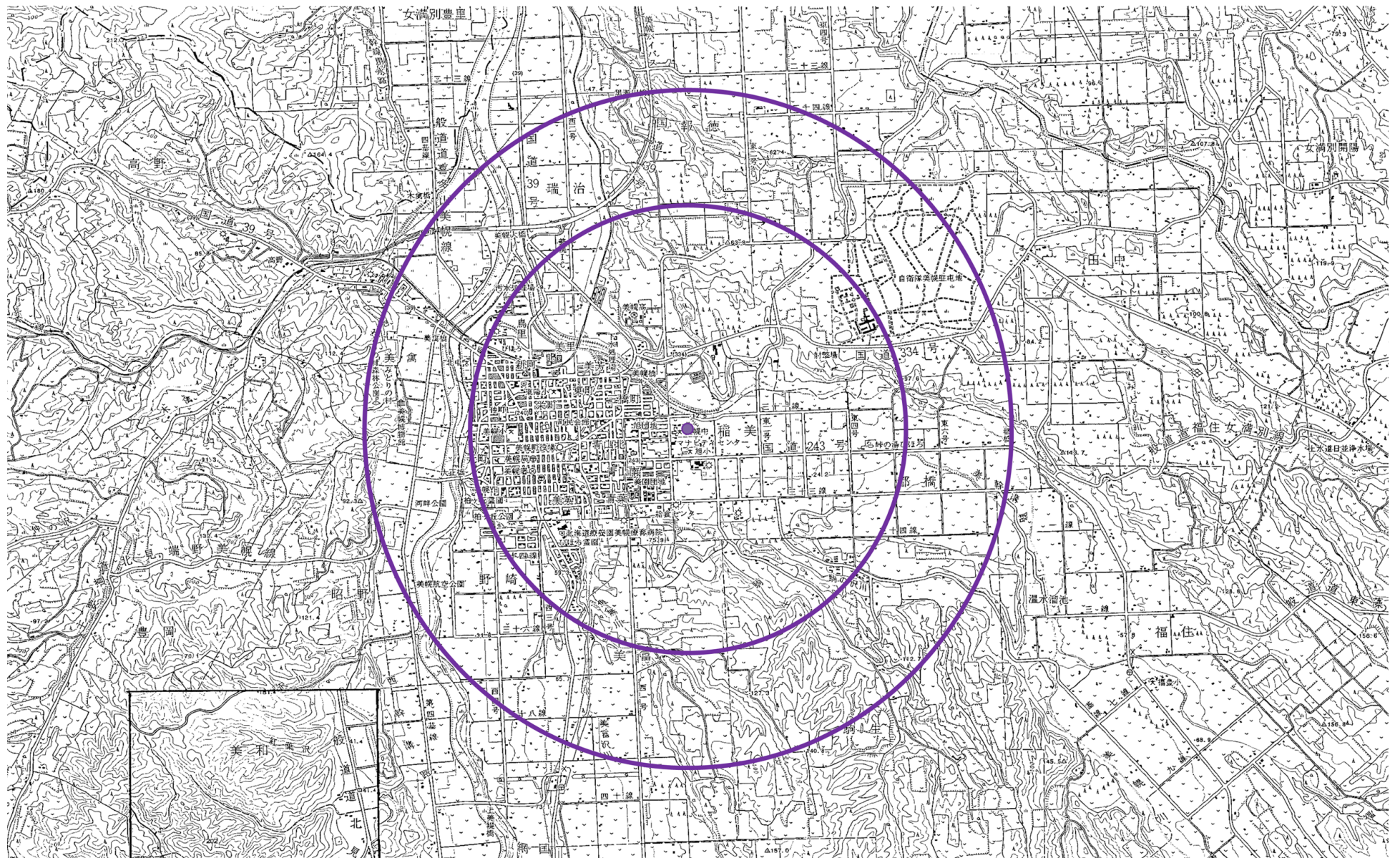
【東陽小学校】 ※内円4km、外円6km 徒歩距離最大の児童：6年生 美禽地区 4.4km



【旭小学校】 ※内円4km、外円6km 徒歩距離最大の児童：6年生 美富地区 2.3km



【美幌中学校】 ※内円4 km、外円6 km 徒歩距離最大の生徒：3年生 美富地区 3.6 km



【北中学校】 ※内円 4 km、外円 6 km 徒歩距離最大の生徒：2年生 野崎地区 4.7km



7. 学校施設の規模について

令和12年度の児童生徒数793人（うち特別支援児童生徒数116人）が1校で学校生活を送るために既存の学校より多くの普通教室、特別支援教室、特別教室などのほか授業や行事を行うためのグラウンド、複数の体育館、職員・来客用の駐車場、スクールバスの待機所などが、必要となります。

（1）教室数（普通教室、特別支援教室）

令和6年度の実績を基に令和12年度に必要な普通教室数及び特別支援教室数を推計した場合、下表の通りとなりますが、インクルーシブ教育の推進等による普通級での児童生徒の増を考慮し、普通級は1学年3クラス×9学年の27クラス、特別支援学級は資料通りの20クラスが必要となります。

＜教室数の見通し＞

令和6年度 普通級37クラス、特別支援級35クラス

令和12年度 普通級27クラス、特別支援級20クラス

※令和12年度の必要普通学級数は24クラスだが3学級×9学年を設定する。

児童生徒数の推移による必要学級数

（児童生徒数：人）

	令和6年度5月(実績)						令和12年度4月(Ｒ5生77人新1年生)					
	児童生徒数				学級数		児童生徒数				学級数	
	普通	特支	計	特支率	普通	特支	普通	特支	計	特支率	普通	特支
小学												
1年	71	22	93	24%	4	知 4 (15人)	63	14	77	18%	3	知 2 (11人)
2年	81	27	108	25%	4	情 16 (101人)	47	9	56	16%	2	情 9 (71人)
3年	81	28	109	26%	3	言 3 (4人)	73	16	89	18%	3	言 1 (3人)
4年	80	14	94	15%	3	肢 1 (1人)	60	13	73	18%	2	肢 1 (1人)
5年	109	19	128	15%	5		83	19	102	19%	3	
6年	128	11	139	8%	6		70	15	85	18%	2	
小学計	550	121	671	18%	25	24	396	86	482	18%	15	13
中学						知 3 (17人)						知 2 (11人)
1年	119	19	138	14%	4	情 6 (25人)	84	10	94	11%	3	情 3 (17人)
2年	132	9	141	6%	4	肢 1 (1人)	98	10	108	9%	3	肢 1 (1人)
3年	124	16	140	11%	4	病 1 (1人)	99	10	109	9%	3	病 1 (1人)
中学計	375	44	419	11%	12	11	281	30	311	10%	9	7
小中計	925	165	1,090	15%	37	35	677	116	793	15%	24	20

※学級数の普通は、小学1・2年生は30人学級、3年生以降は35人学級で試算

※令和12年度の学級数のうち特支の（ ）内の人数は令和6年5月の率により学級数は8人1クラスで試算

(2) 特別教室

約 800 人の児童生徒が実際の運用を見据え、利便性や利用率の低い特別教室については共用する等の合理化を考慮すると、イングリッシュルーム 3、理科室 3、音楽室 2、図画工作室 1、美術室 1、技術室 1、家庭科室 1、視聴覚室 1、学校図書室 (ICT スペース含む) 1、児童生徒会室 1、進路相談室 1、教育相談室 1、ことばの教室その他多目的室等が必要となります。

また、実験器具や楽器、調理器具、道具類等を補完できる準備室や、家庭科室においては防災避難所の炊き出しに利用できるような配置の工夫も必要となります。

(3) 屋内運動施設 (アリーナ)

特別教室同様に約 800 人の児童生徒が効率よく体育の授業を受ける事ができるようメインアリーナ・サブアリーナの 2 施設を設置し、授業のほか部活動、学校開放事業、学童保育所、防災避難所など広く活用できる運動施設とします。

なお、メインアリーナには、バスケットコート 2 面、バレーボールコート 2 面、バドミントンコート 2 面に応じたコートラインの規模とし、サブアリーナにはミニバスケットコート 1 面、バレーボールコート 1 面、バドミントンコート 1 面、ドッジボールコート 1 面、柔道・剣道競技に応じた設備が必要となります。

(4) 屋外施設 (グラウンド等)

授業で使用するための陸上用トラック、野球場 (ソフトボール場)、サッカー場を確保するとともに運動会、体育大会等が十分に実施できるスペースの確保に努めます。また、前期課程と後期課程を区分した利用など、特に低学年の授業の安全に配慮した配置が必要となります。

その他、鉄棒や低学年用の遊具の配置と教材園の設置についても必要となります。

プールやスケートリンクについては、町内の既存施設の活用により、現状を鑑みながら取扱います。

(5) スクールバス

スクールバスや部活動の送迎バスなどが安全に駐停車及び転回する事が可能なスペースを確保し、あわせて児童生徒が安全に乗降・待機できるような設備についても必要となります。

学校の集約化により、通学距離及び通学時間が長くなるなど、児童生徒への通学環境への影響を考慮し、スクールバス路線の見直しも必要となります。

（６）職員・来客用駐車場

来客用も含めた職員駐車場を整備するとともに、児童生徒や地域住民が利用する駐車場についても十分なスペースの確保が必要となります。

（７）部活動

部活動については、野球場、陸上競技場等のスポーツ施設や学校再編後のグラウンド、体育館などを活用した練習場所を検討しながら地域移行を進めるとともに、練習場所への移動手段等についても必要となります。

（８）学校給食センター

現施設は、耐用年数が 41 年（財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より）に対して、建築後 30 年近くが経過しようとする状況にありますが、施設の経年劣化が進んでいることから、義務教育学校開校後に、敷地内への将来的な移転を前提に検討します。

（９）学童保育

共働き家庭が増える中、授業終了後の小学生に適切な遊びや生活の場など、安心して過ごせる場を提供し、児童の健全な育成を図るため、学童保育施設を併設する必要があります。

（１０）再編後の学校施設を含めた跡利用

再編による義務教育学校以外の学校施設及び敷地については、全国の活用事例等を参考にするほか、国の補助金を活用した解体も視野に入れながら跡利用の方法を検討します。

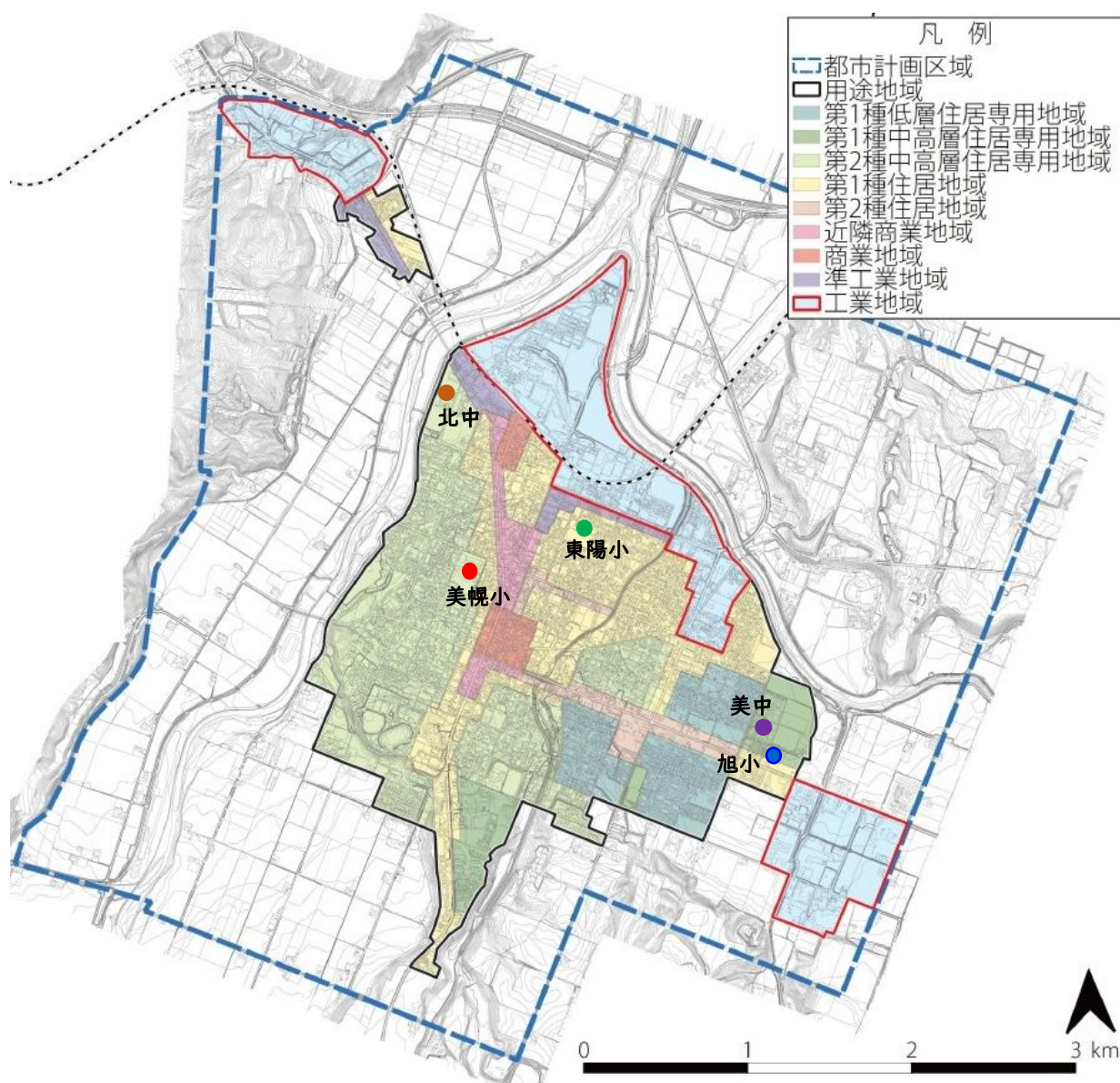
8. コンパクトなまちづくり計画（都市計画マスタープラン・立地適正化計画）等他の計画との関連について

（1）都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象として、都市づくりの理念や目指すべき都市像など、今後のまちづくりの基本的な方針を示した計画で既存の5校は全て都市計画区域内に所在しています。

【都市計画区域】

市街地から郊外まで、人や物の動き、都市の発展などを見通し、一体の都市として捉える必要がある区域で、各学校ともこの区域内で、かつ、用途地域（建築物の用途や建て方のルールを定め、土地利用に応じた環境の確保が図られる地域）内に所在しています。

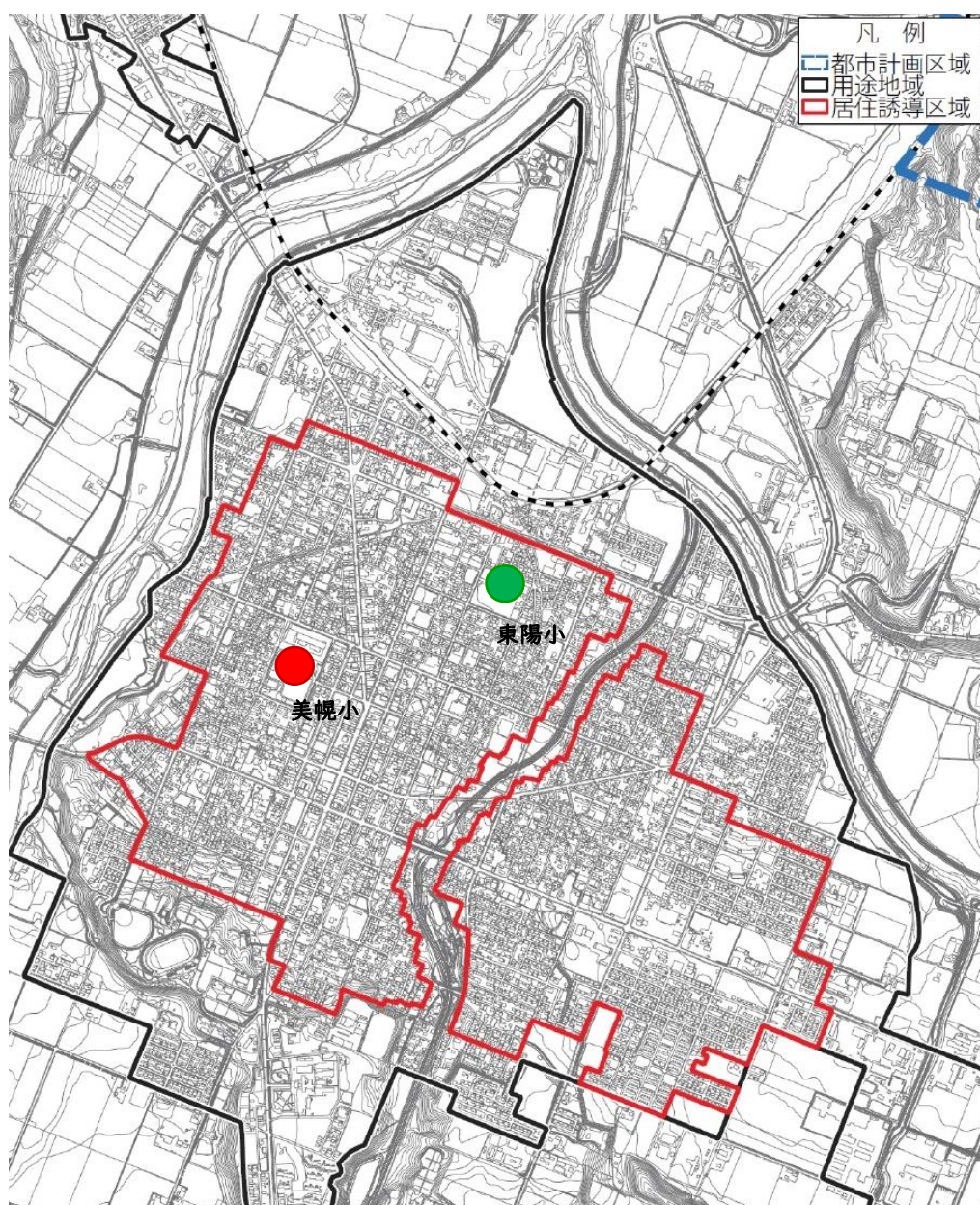


(2) 立地適正化計画

現在、策定中の立地適正化計画は、都市計画区域を対象として、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定、各誘導区域に立地を誘導するための施策や指針などを総合的に示し、コンパクトなまちづくりを目指すための計画です。

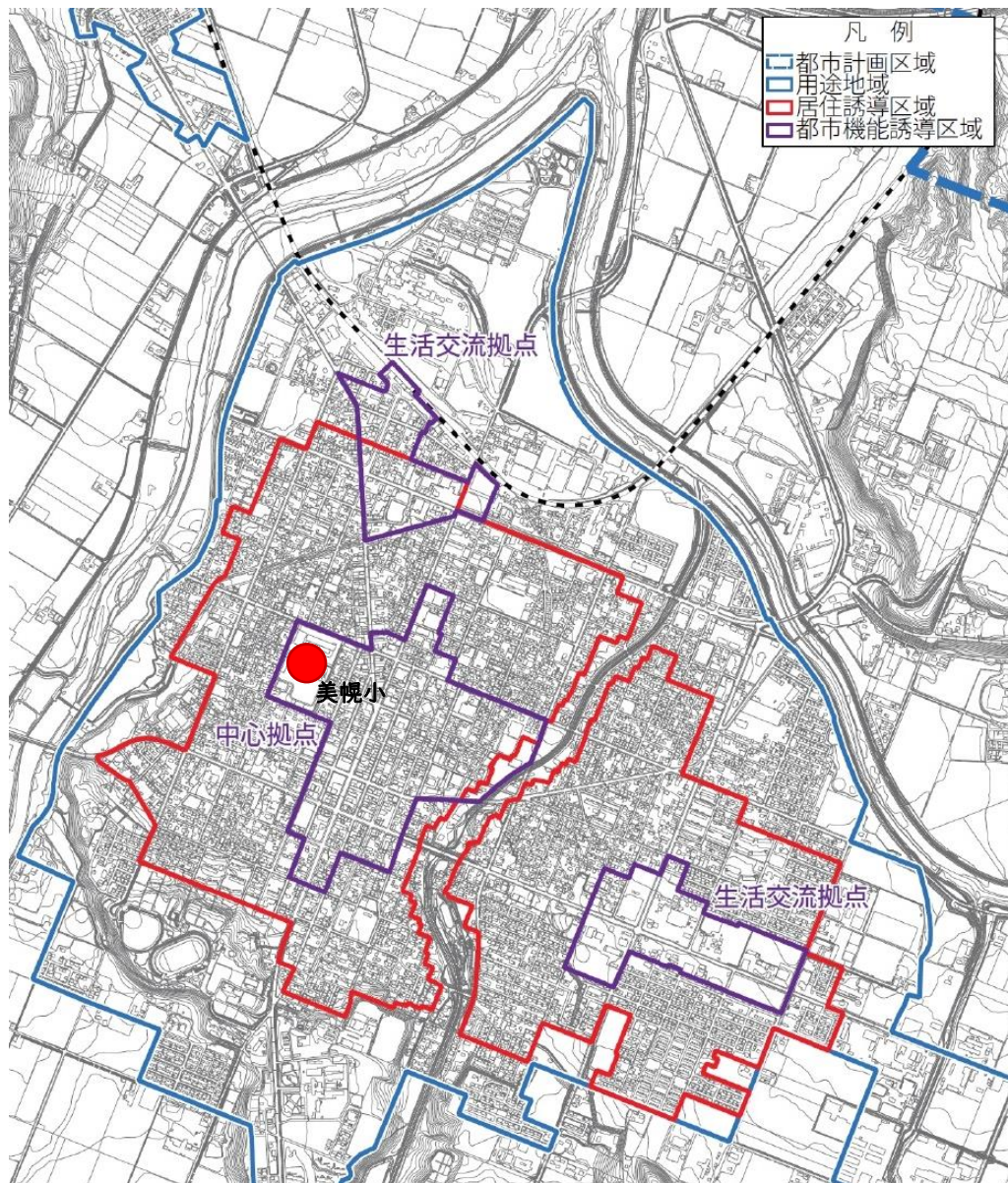
【居住誘導区域】

人口減少の中にあっても、一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保され、災害リスクも低く、将来にわたって安心して住み続けられるよう居住を誘導すべき区域で、学校施設においては、美幌小学校及び東陽小学校がこの区域内に所在しています。



【都市機能誘導区域】

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域で、学校施設においては、美幌小学校がこの区域内に所在しています。さらに美幌小学校が所在する区域は、中心拠点として位置づけられ、町が目指すコンパクトなまちづくりのための都市活動の拠点となっています。



(3) ハザードマップ

美幌町ハザードマップによると、各河川流域に想定し得る最大規模の降雨があった場合の洪水浸水想定区域における浸水深は、北中学校の敷地全体が 3.0～5.0m 未満の浸水が想定され、5 校の中で最も浸水のリスクが高い状況となっています。

その他東陽小学校が 0.5～3.0m 未満、旭小学校・美幌中学校が 0.5～5.0m 未満の浸水が想定され、美幌小学校のみ浸水の想定がなく最も浸水のリスクが低い状況となっています。

【洪水浸水想定区域】

洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、各河川流域に想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、美幌町ハザードマップでは、各河川流域の想定し得る最大規模の降雨量を公表しています。

※各河川流域の想定し得る最大規模の降雨量

網走川：24 時間総雨量 405mm

美幌川：上・中流域 4 時間総雨量 195mm

中・下流域 24 時間総雨量 405mm(網走川流域)

魚無川：1 時間総雨量 125mm

駒生川：1 時間総雨量 126mm

美幌町ハザードマップ 市街地拡大図

WEB版ハザードマップ
 二次元コード読み取り機能付きスマートフォン、
 タブレットをお持ちの方は、下の二次元コードを
 読み取るとWEB版ハザードマップサイトに
 アクセスできます。
 いざという時、外出時などにすぐ確認できる
 よう、ブックマーク登録しておきましょう。
 URLはこちら:
<http://bourai.town.bihoro.hokkaido.jp/hazardmap/>
 (PCでも閲覧可能です)

<洪水浸水想定区域の状況>

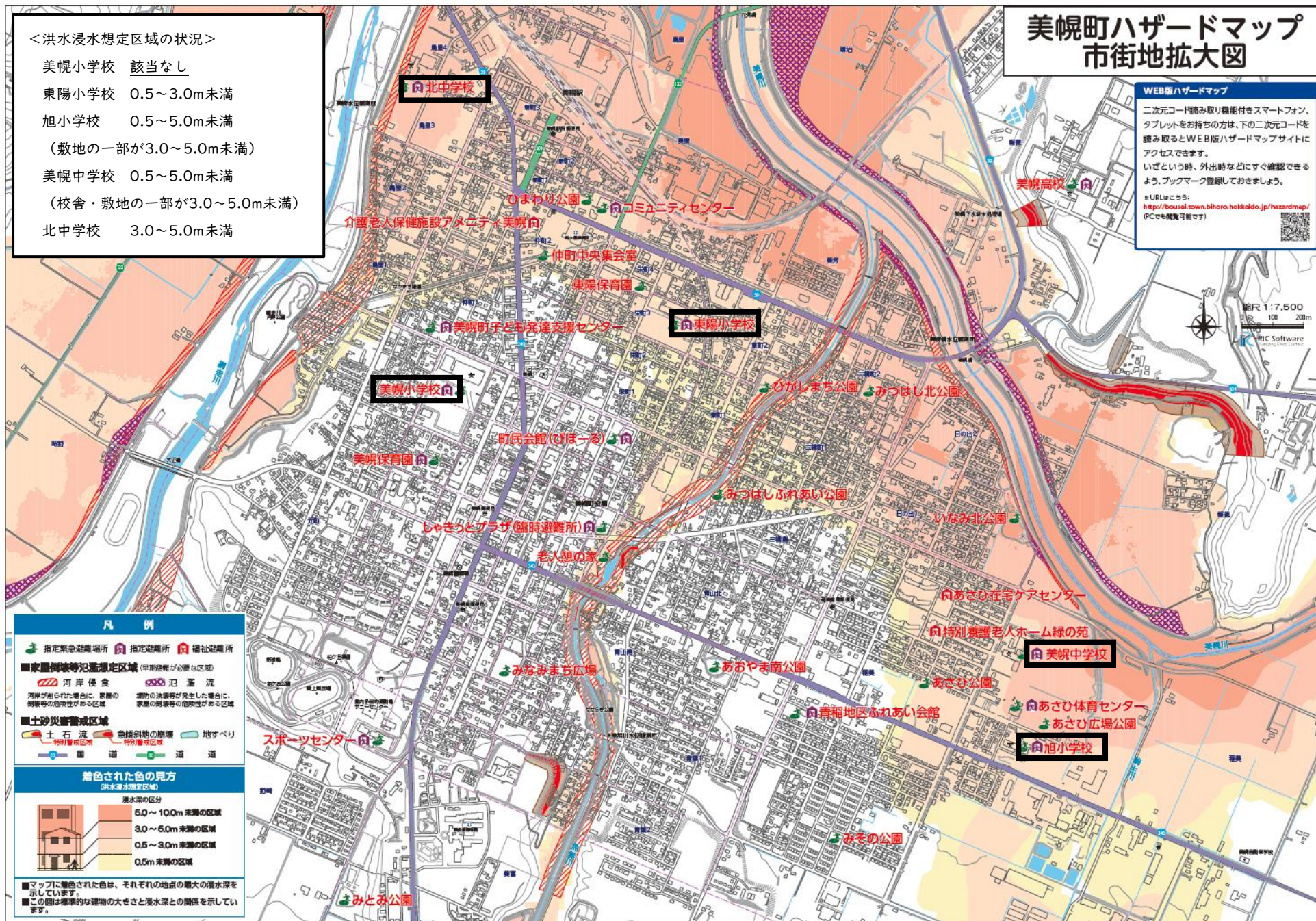
- 美幌小学校 該当なし
- 東陽小学校 0.5～3.0m未満
- 旭小学校 0.5～5.0m未満
(敷地の一部が3.0～5.0m未満)
- 美幌中学校 0.5～5.0m未満
(校舎・敷地の一部が3.0～5.0m未満)
- 北中学校 3.0～5.0m未満

凡 例

指定緊急避難場所 指定避難所 福祉避難所
 家屋倒壊等氾濫想定区域 (早期避難が必要区域)
 河岸侵食 氾濫流 河津が割れた場合に、家屋の倒壊等の危険性がある区域
 土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊 地すべり
 土石流 特別警戒区域

着色された色の見方
 (洪水浸水想定区域)
 浸水深の区分
 5.0～10.0m未満の区域
 3.0～5.0m未満の区域
 0.5～3.0m未満の区域
 0.5m未満の区域

■マップに着色された色は、それぞれの地点の最大の浸水深を示しています。
 ■この図は標準的な建物の大きさと浸水深との関係を示しています。



9. 義務教育学校の整備手法等について

義務教育学校の整備にあたっては、新增築や改修が想定されますが、町財政への影響を十分に考慮する必要があります。

国の補助金を最大限活用するとともに、財政措置のある有利な条件の地方債(借金)を活用するなど、将来世代への負担が過度に大きくなることのないよう整備のための財源確保に努めます。

【整備手法】

新築(改築)…新たに学校を建設する。(既存の学校を取り壊す場合は改築)

増築…既存の学校を補完する建物を、既存部分に隣接して新たに建設する。

改修…既存の学校の一部(教室の大きさなど)を作りなおす。

【参考：想定される事業費】

新築 約 122 億円

増築・改修 約 60～82 億円

その他(既存校舎の解体) 約 18 億円

※今後あらゆる観点から検討・精査を行うため、実際の事業費とは異なる可能性があります。また、増築・改修は工事内容により事業費が前後する可能性があります。

近年の道内の義務教育学校の状況

学校名	開校	児童生徒数 (人)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	総事業費
当別町立 とうべつ学園	R4	426	12,296	43,310	63 億円
帯広市立大空学園 義務教育学校	R4	492	9,682	39,546	29 億円 (増築)
安平町立早来学園	R5	300	7,088	33,549	37 億円
砂川市立砂川学園	R8 予定	768 (R8 推計)	15,802	45,898	99 億円 (実施設計時)

※児童生徒数は令和 6 年 5 月 1 日現在(砂川学園を除く)

【想定される財源】

国庫補助金…公立学校施設整備負担金、学校施設環境改善交付金(文部科学省)

※補助割合 55%(面積条件などにより変動)

地方債 …学校教育施設整備事業債、過疎対策事業債

※借入した額の償還費用の一部が国から補てん

10. 町内小中学校に整備した場合の利点及び課題について

町内の各小中学校の学校敷地において義務教育学校を整備した場合、次のような利点及び課題が想定されます。

また、これらを含めた各小中学校の現状を、整備候補地比較表（22 ページ）としてまとめています。

【美幌小学校】

利 点

- ・ コンパクトなまちづくり計画等との整合が図られ、災害リスクが低い（洪水浸水想定区域外）
- ・ 校舎の一部を利用した整備が可能（コスト抑制に繋がる）
- ・ 北中学校をサブグラウンドとして使用が可能（距離が比較的近い）
- ・ 中心市街地に近い

課 題

- ・ 文化財である「かしわの木」が支障となる可能性がある。（移植や伐採、文化財指定の変更等による対応）

【東陽小学校】

利 点

- ・ 中心市街地に近い

課 題

- ・ 災害リスクがある（洪水浸水想定区域 浸水深 0.5～3.0m 未満）
- ・ 敷地が5校中最も狭く、既存敷地内での整備は困難

【旭小学校】

利 点

- ・ 周辺に広大な敷地があるため、複合化を想定した一体的な整備が可能

課 題

- ・ 災害リスクがある（洪水浸水想定区域 浸水深 0.5～5.0m 未満）
- ・ 中心市街地から距離がある（スクールバス等による通学手段の確保）
- ・ 建築後 40 年以上が経過し、大規模改修または新築を行わなければ施設機能の維持が困難（コストが多額）

【美幌中学校】

利 点

- ・ 周辺に広大な敷地があるため、複合化を想定した一体的な整備が可能

課 題

- ・ 災害リスクがある（洪水浸水想定区域 浸水深 0.5～5.0m 未満）
- ・ 中心市街地から距離がある（スクールバス等による通学手段の確保）
- ・ 建築後 40 年以上が経過し、大規模改修または新築を行わなければ施設機能の維持が困難（コストが多額）

【北中学校】

利 点

- ・ 校舎の一部を利用した整備が可能（コスト抑制に繋がる）
- ・ 美幌小学校をサブグラウンドとして使用が可能（距離が比較的近い）
- ・ 中心市街地に比較的近い

課 題

- ・ 災害リスクが5校中最も高い（洪水浸水想定区域 浸水深 3.0～5.0m 未満）

◎美幌町 施設一体型義務教育学校整備候補地 比較表

区分	想定される施設規模		候補地①		候補地②		候補地③		候補地④		候補地⑤	
場所			美幌小学校		東陽小学校		旭小学校		美幌中学校		北中学校	
構造等	RC 3階建て or 4階建て		RC 3階建て		RC 3階建て		RC 3階建て		RC 3階建て		RC 3階建て	
延床面積	16,000㎡		8,939.62㎡		6,491.25㎡		5,757.64㎡		6,004.11㎡		7,794.64㎡	
敷地面積	40,000㎡程度		42,656㎡		24,161㎡		32,631㎡		53,984㎡		30,648㎡	
	(想定規模) 建物15,000㎡ 運動場30,000㎡前後		建物 17,205㎡ 運動場 24,249㎡ 教頭住宅等 1,202㎡		建物 9,067㎡ 運動場 15,094㎡		建物 14,963㎡ 運動場 16,652㎡ 教頭住宅等 1,016㎡		建物 15,136㎡ 運動場 38,848㎡		建物 14,250㎡ 運動場 16,398㎡	
建設年度	R10～11(R13開校)		H2		S60		S56		S52 (H23末 旧美高移転)		H6	
居住誘導区域			○		○		—		—		—	
都市機能誘導区域			○(中心拠点)		—		—		—		—	
河川洪水安全性 (想定最大)			○		△(0.5～3.0m未満)		△(0.5～5.0m未満)		△(0.5～5.0m未満)		×(3.0～5.0m未満)	
生徒数	普通学級677名 (小396、中281) 特別支援学級116名 (小86、中30) ※R12推計 793名		普通学級744名 特別支援学級45名 ※H3.5.1時点		普通学級703名 特別支援学級0名 ※S61.5.1時点		普通学級633名 特別支援学級0名 ※S57.5.1時点		普通学級292名 特別支援学級10名 ※H24.5.1現在		普通学級442名 特別支援学級10名 ※H7.5.1現在	
教室数 (開校時)	普通27	特支20	普通19	言葉7	普通17	特支0	普通13	特支0	普通11	特支0	普通14	特支0
教室数(現状)			普通10、特支9、言葉7		普通8	特支8	普通7	特支7	普通6	特支5	普通6	特支6
利 点			◎コンパクトなまちづくり計画等との整合が図られ、災害リスクが低い(洪水浸水想定区域外) ◎校舎の一部を利用した整備が可能(コストの抑制) ◎北中をサブグラウンドとして使用が可能(距離が比較的近い) ◎中心市街地に近い		◎中心市街地に近い		◎周辺に広大な敷地があるため、一体的な整備が可能		◎周辺に広大な敷地があるため、一体的な整備が可能		◎校舎の一部を利用した整備が可能(コストの抑制) ◎美小をサブグラウンドとして使用が可能(距離が比較的近い) ◎中心市街地に比較的近い	
課 題			●かしの木が支障となる恐れがある		●災害リスクがある(洪水浸水想定区域) ●敷地が最も狭く、既存敷地内での整備が困難(グラウンドなど他施設との併用が必須)		●災害リスクがある(洪水浸水想定区域) ●中心市街地から距離がある ●建築後40年以上が経過し、長寿命化改修または新築が必要(コストが多額)		●災害リスクがある(洪水浸水想定区域) ●中心市街地から距離がある ●建築後40年以上が経過し、長寿命化改修または新築が必要(コストが多額)		●災害リスクが最も高い(洪水浸水想定区域)	

Ⅰ Ⅰ．整備候補地の選定について

整備候補地比較表をもとに検討を行った結果、令和１３年度からの施設一体型の義務教育学校の開校に向けては、次の理由により、美幌小学校敷地に増築・改修により整備する事が適切と判断します。

【理由】

- ・ 安全性

防災面（特に洪水等の水害における浸水想定区域外）における安全性が高い。

- ・ 利便性

都市機能誘導区域における中心拠点に位置付けられており、市街地のどの地区からも児童生徒が通学可能な位置にある。

- ・ 設置面積

施設一体型の義務教育学校の設置に必要な面積が確保できる。

- ・ 経済性

新たな土地の取得費が発生しない。

また、既存の校舎を活用する事が可能であり、建設費を安価に抑える事が可能。

Ⅰ Ⅱ．今後の整備スケジュール等について

現在の美幌小学校敷地内に整備する場合、下記のスケジュールを想定しています（現段階の予定であり、今後変更になる可能性があります）。

なお、整備にあたっては、整備方針や基本構想の策定段階から、町民説明会など様々な手法で町民の皆様のご意見を伺うとともに、広報誌などを通じて積極的な情報発信を行ってまいります。

令和 7 年 4 月 開校検討委員会設置（基本構想の検討）

12 月 基本構想完成

令和 8 年 4 月 開校準備委員会設置（～令和 10 年度）

設計・施工（～令和 12 年度）

令和 12 年中 校舎完成

令和 13 年 4 月 開校、外構工事